

処 分 基 準

令和 7 年 11 月 28 日 作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第 8 条
処 分 の 概 要：風俗営業の許可の取消し
原 権 者：長崎県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 3 条（許可）、同第 4 条（許可の基準）、同第 7 条（承認） 同第 7 条の 2（承認）、同第 7 条の 3（承認）
処 分 基 準： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 8 条各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、以下のように、速やかに是正、回復等することができ、かつ、現に是正、回復しようとしている場合等で悪意がない又はごく軽微な場合を除き、風俗営業の許可（承認）を取り消すこととする。 ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 4 条第 1 項第 7 号に該当することになった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者との密接な関係を絶とうとしているようなとき。 ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 4 条第 1 項第 12 号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室営業第一係 （電話095-820-0110、内線3182）又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課若しくは刑事生活安全課
備 考：